

# 役員等報酬規程



## 社会福祉法人一真会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一真会（以下「当法人」という）定款の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等(週勤務日数3日以上)については、別表1により報酬を支給する。

(2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととする。

2 法人業務を行う場合に別表2のとおり、費用を弁償する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

(1) 法人の職員を兼務する役員等は、本条以外は職員就業規則等を適用する。

### (出張等)

第6条 役員等が職務のため出張をしたときは旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の計算期間は1日から毎月末締めとし、支給時期は、毎月15日（金融機関休日の場合はその前日）とする。

2 第2条2項の費用弁償は都度、支給とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

### (端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

**(公表)**

第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改廃)**

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

**(補則)**

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

改定 令和 6 年 1 月 1 日

別表 1 (常勤役員等の報酬)

常勤区分	報酬月額
週 3 日以上勤務	300,000 円

別表 2 (費用弁償)

	対象者	日額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会、理事会等会議への出席</li> <li>・監事監査への出席</li> <li>・上記の他、法人及び施設業務のための出勤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員・理事・監事</li> <li>・評議員選任解任委員</li> </ul>	5,000 円
※報酬または職員給与を受けている者には支給しない。		

別表 3 (職員給与との併給)

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 役職ごとの役員報酬額を定める。</li> <li>② 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。</li> <li>③ 職員給与において役職手当が支給されている場合は、下表の金額範囲内で調整することができる。</li> </ul>		
常勤区分	役職	報酬月額
1 日 8 時間・週 5 日以上勤務	理事長	100,000 円
	理 事	30,000 円

※出張等の旅費は旅費規程に準じる。